

令和 6年 12月 6日

文教厚生常任委員会
委員長 綾城 美佳 様

文教厚生常任委員 綾城 美佳

文教厚生常任委員会行政視察報告書

下記の日程で行政視察を実施しましたので、別紙のとおり報告します。

記

1. 視察期日及び視察先

令和 6年 11月 11日 (月)

愛媛県 今治市

「オーガニック給食について」

令和 6年 11月 12日 (火)

山口県 周南市

「終活情報登録制度について」

2. 視察参加名簿

委員長 綾城 美佳

副委員長 米弥 又由

委員 林 哲也

委員 岩藤 睦子

委員 中平 裕二

委員 上田 啓二

委員 江原 健二

委員 ひさなが 信也

以上 8名

3. 視察報告・所感 別紙

(別紙)

視察先	愛媛県 今治市
視察日時	令和 6 年 11 月 11 日 (月) 14:00~16:00
視察項目	オーガニック給食について
対応部署名	教育委員会学校給食課：村上課長補佐 産業部農林水産課：渡辺課長補佐
自治体概要	<ul style="list-style-type: none">・平成 17 年 1 月、越智群 11 町村の合併により今治市が誕生・令和 6 年 1 月 1 日における今治市の総人口 149,730 人 (外国人を含む) 男性 71,432 人、女性 78,298 人・面積 419.1k m²・海岸線延長約 341km・平均気温 15℃~16℃・年間降水量 900mm~1,300mm・農家戸数 (R2 センサス) 4,016 戸 (販売農家数 2,204 戸、自給 1,812 戸)・農地面積 (R2 センサス) 2,084ha (田 1,114ha 畑 185ha 樹園地 784ha)
視察内容	
オーガニック給食について <ul style="list-style-type: none">・「食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言」を昭和 63 年 3 月と平成 17 年 12 月に、今治市議会において宣言を行った。 ↓・上記の宣言等を受けて、「今治市食と農のまちづくり条例」を平成 19 年 4 月施行した。 ↓・今治市食と農のまちづくり条例の施行を受けて、学校給食課では、児童生徒の健康増進、衛生管理に配慮した安全な学校給食の提供、地場産品の活用を推進。・農林水産課では、市民の地産地消の推進、地域農業の推進、安全な農産物の生産拡大、食農教育の推進を行なっている。 ●地場産品の活用事業 <ul style="list-style-type: none">・今治市の学校給食 (市内小中学校・高校 44 校) に対して、今治市産小麦 (パン)、今治市産大豆 (豆腐)、今治市産減農薬米特別栽培米を提供している。・有機農産物を 3 調理場へ納入している。 ●今治市産減農薬米 (特別栽培基準米) について <ul style="list-style-type: none">・平成 11 年度より、今治市産の減農薬米を旧市内の調理場に導入し、給食の安全性と品質の向上を図っている。・平成 17 年 11 月には、新市の全調理場において、100%地元産減農薬米による米飯給食の実施に至っており、JA 今治立花管内で生産されるヒノヒカリ、ひめの凜を使用している。・学校給食で特別栽培米の使用にあたって、愛媛県学校給食会と全農えひめが価格調整を行い、差額分を学校給食課が各調理場へ補助している。・農林水産課では、実際に各調理場に納入している JA 今治立花に対して、作付調整を行なったり、生産者に対して生産調整を行なっている。また、全農えひめからは JA 今治立花に数量指示している。・また、今治市の学校では、玄米として保管し、炊き立てを目指し各クラスごとに炊飯している。米飯給食は週に 3 回としている。 ●今治市産小麦パンについて <ul style="list-style-type: none">・今治市産小麦を使用して作ったパンを週 2 回給食で提供している。・コッペパン・練り込みパンバーガーパン・調理パン等でメニューの多様化を図っている。令和	

4年度は、91.7%のパンが地元産小麦（小麦以外の裸麦や米粉で作るパンがあるため、小麦自体はほぼ100%が今治産）

●今治市産大豆による豆腐について

- ・米国産の非遺伝子組み換え大豆から、平成13年度、今治市産のタマホマレを原料に切り替えたが、豆腐に加工しにくいいため加工適性に優れたサチユタカに切り替え、6月・11月・1月に今治市産大豆の豆腐製品を学校給食で使用している。
- ・県内産裸麦を使った味噌を今治で製造している。

●有機農産物について

- ・「立花農協有機農業研究会」による学校給食への供給をいただいている。
- ・鳥生小学校調理場は昭和58年より、立花小学校調理場は昭和60年より、吹揚小学校調理場は平成27年より有機農産物を活用し、調理場の約1,500食に野菜・果実等約20品目を使用している。
- ・昭和58年に有機農業を実践する立花農協管内の生産者のグループにより結成され、当初は11名で始まったが、高齢化により、現在は4名に減少したが、後継者も育っている。
- ・平成13年4月1日より改正JAS法の施行により、有機農産物等の認証制度がスタートし、この認証を取得した「有機野菜」を学校給食に使用している。
- ・使用割合は、野菜類全体の約29.0%（令和5年度）となっており、毎月末に、生産者とJA立花との生産者会を実施している。
- ・有機野菜は農薬を使用しないため、大きさや形が不揃いで、虫食いの場合もあり、下処理は手作業で効率は悪いが、旬の野菜が納品され、香りや味が新鮮である。
- ・12月8日は「有機農業の日」であるため、市内全ての学校給食で、有機野菜（にんじん、じゃがいも、たまねぎ）を使用した給食を提供している。
- ・令和5年度、食農体験学習から考案した給食メニューを提供した。
- ・吹揚小学校との学校連携により、有機野菜の圃場でサツマイモの作付けから収穫までの農業体験を通じて、子どもたちが考案したサツマイモメニューを給食に提供している。

●今治市の学校給食における成果と今後の課題について

（成果）

- ・地元産の食材を通して、生産者の苦労や努力に感謝し、食べ物を大切にする気持ちや食への関心が高まる。
- ・新鮮で安全な旬の食べ物を活かした献立の実践。
- ・学校給食を通して、保護者の食の安全や地域食材を使った献立等への関心が高まる。

（課題）

- ・手間のかかる食材と衛生管理の徹底。
- ・地元食材の安定供給およびコストと給食費。

●今治市の食と農のまちづくりについて

●食と農のまちづくり条例について

- ・条例制定の背景としては、今治市は、1983年の学校給食調理場の自校式化、学校給食への有機農産物の導入、地元食材の優先使用、88年の「食糧の安全性と安定供給体勢を確立する都市宣言」を受け、有機農業の振興、地産地消の推進、食育の推進に取り組んできた。一方で、国は99年の食料・農業・農村基本法により新しい農業政策の展開を打ち出したものの、その基本計画の中では、担い手による品目横断的経営安定対策を打ち出すなど経営規模拡大施策を続けている。

こうした中で、今治市議会では2005年12月に農業団体、商工団体、消費者団体、PTAなど各界各層の要請を受け、再び「食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言」が議決された。このため、新しい今治市における地域農林水産業の振興ビジョンを描く必要性と、都市

宣言を着実に実行するための条例制定の必要性が生じた。

条例制定の意義について

この条例の制定の意義は、そのまま条例の特徴として表れています。

1) 都市宣言の実効性を担保

この条例は、今治市のこれまでの取組を踏まえ、都市宣言の内容を着実に実行するための施策を打ち出すものであることを明確にしています。

2) 今治市の食と農に関するまちづくりのビジョンの明確化

この条例は、食と農林水産業を基軸としたまちづくりを行うために、「地産地消の推進」「食育の推進」「有機農業の振興」を柱とした市の責務、市民並びに農林水産業者、食品関連事業者の役割を明らかにすることで、まちづくりのコンセプトを明確に示している。

3) 地産地消の推進、食育の推進、有機農業の振興を3本柱にまちづくりの基本理念を構築(第3条) まちづくりの基本を示し、その方向性を明示することで行政の継続性を担保している。

●各種の施策を総合的かつ計画的に推進(第4条)

4) 基本方針、基本政策を示し、地産地消推進基本計画、食育推進基本計画、地域農林水産業振興基本計画、有機農業推進基本計画を総合的に推進することを明示することで、全庁的対応を促し、組織のセクショナリズムを排除している。本来は、5本立てになろうと思われる内容を一本の条例にとりまとめることで、それぞれの施策の有機的連携を図るとともに全庁対応を促している。

5) 有機農業の推進と有機農産物の消費拡大を明確に位置づけ(第9条)

有機農業及び環境保全型農業の推進、有機農産物及び特別栽培農産物の消費拡大を明示することで、有機農業に対する姿勢を宣言。このことは、有機農業推進法及び国が定めた有機農業推進基本方針や都道府県が定める有機農業推進基本計画を地方からバックアップすることに結びつくと考えておられる。

6) 有機農業の推進の障害となる遺伝子組換え作物の栽培を規制(第10条)

市町村で初めて、遺伝子組換え作物の栽培に罰則付きの規制を導入。交雑・混入の防止、種苗法による権利侵害の防止、栽培に伴う住民トラブルの回避を図る。加えて市内での遺伝子組み換え作物の栽培の抑止効果に期待している。

7) 地域農業の振興(第20条)を図り、食糧自給率の向上を図る(第21条)

方針を明確化、基本計画に品目別自給目標を明示し、振興施策を実施。有機農業だけではなく、地域農業全体の振興を有機農業に向けて図る方向性を明示している。

8) 安全な食べ物を生産しようとする者全てを農林水産業の担い手として位置づけ、その確保を図り、振興施策を講じる(第23、24条)

認定農業者、エコファーマーはもちろん、安全な食べ物を生産するために耕そうとする者を全て担い手と位置づけ、施策や助成の対象としています。

9) 市民等の参画、情報公開、施策提言、行政評価、食と農のまちづくり委員会(第28条)

市民主体の食と農のまちづくり委員会を単に諮問機関としての審議機能だけでなく、施策の実施主体となってまちづくり運動が展開できるよう設置している。

●条例の特色

- ・地産地消、食育、有機農業の推進を3本柱にまちづくりの基本理念を構築
- ・有機農業の推進の障害となる遺伝子組換え作物の栽培を規制(第10条)
(交雑混入の防止・権利侵害の防止・栽培に伴うトラブルの回避・市内での栽培の抑止)

●条例が期待すること

1) 地域の農林水産業者に元気になっていただきたい。

有機農業に向かっていくことで、行政から支援が受けられ、事業者や市民のみなさんに支えてもらえる。そういう地域の機運の醸成に結びつけたい。

2) 市民や子どもたちに今治の食を食べてもらい、地域の農林水産業を支えていただきたい。

地元の安全な農林水産物を買う、使う、食べることで消費の拡大と生産の振興を図り、地域

で農林水産業を支えていく機運を醸成したい。

3) 有機農業運動の拡大

条例を基に有機農業運動の拡大を図り、健康な食生活を推進することで市民の健康の増進に寄与したい。

4) 有機農業推進法の後押し

有機農業推進法を先取りした条例を構えることで、地域に事例を作り、有機農業推進法による有機農業の推進の後押しをしたい。

5) 遺伝子組換え作物の栽培の抑止

市町村レベルでも遺伝子組換え作物の栽培規制が可能であることを示している。

6) 新しい地域ブランドイメージの確立

『今治産=食と農のまちづくりを展開するまちの農林水産物』という新しい地域ブランドを構築したいと考えている。従来のように生産量やロットの大きさを競う産地化ではなく、地域イメージとしての産地化、例えば今治産イコール安全・安心といったブランドイメージの確立に寄与したい。

●今治市の食と農のまちづくりの取り組みについて

●今治市の学校給食について

1) 学校給食調理場の状況・・・自校調理方式、センター方式

- ・ 21 の調理場で小学校 25 校分・中学校 16 校分・高校 2 校分の計約 12,000 食調理している。
- ・ 21 調理場全てに栄養士を配置している。

・ 今治市の学校給食は、昭和 39 年 6 月に市学校給食センター(24 小中学校、21,000 食)が建設され、以来この大型の共同調理場で供給されてきた。しかし、この調理場の老朽化に伴い単独自校調理場方式の導入を決め、昭和 58 年 4 月に鳥生小学校、昭和 59 年 4 月に国分小学校、昭和 60 年 4 月に立花小学校と順次自校方式の調理場を整備し、平成 12 年の別宮小学校調理場の建設により全ての整備を完了した。現在は、21 の調理場で約 13,000 食の供給が行われている。

2) 地元食材の使用・・・地産地消

・ 単独自校調理場への切替えを契機に、昭和 58 年から学校給食の食材には、地元産の農産物を優先的に使用している。すなわち、まず今治産の食材、今治産がなければ近隣又は県内産、それがなければ四国内、西日本、国産というように地元に近いところから食材を調達するようにした。その後、平成 22 年からは、旬の野菜の地元産指定入札を開始し、現在は今治産の野菜が約 50%(重量割合)を占めるようになっている。また、遺伝子組換えとわかる食材の使用は行っていない。

3) 有機農産物の供給・・・旬産旬食

①立花有機農業研究会の取り組みについて

- ・ 昭和 58 年の鳥生小学校の自校式調理場の建設に伴い、その校区である立花地区において有機農産物の学校給食への導入が開始された。その取り組みは、現在、鳥生小学校、立花小学校、吹揚小学校に拡大し、計約 1,500 食、市全体の約 1 割強(食数の割合)となっている。(重量ベースでは令 4 年度 4,3%)会員 4 名
- ・ この取組は、旬の野菜を中心に鶏卵などでも行われており、立花地区での有機野菜の導入は約 30%(重量割合)に至っている。(R4 年度 36.6%)

②立花地区以外の取り組みについて

・ 今治市では、昭和 63 年 3 月 25 日の「食糧の安全性と安定供給体勢を確立する都市宣言」(議会決議)に基づき、安全な食べ物の生産を進め、学校給食等の充実を図ることにより、食べ物と農業に対する理解を深め、地域農業の振興と健康なまちづくりを推進してきた。この宣言に基づき結成された「安全な農産物の生産と健康な生活をすすめる会」の生産者会員により清水地区及び乃万地区の一部においてもタマネギ、ニンジン、ジャガイモなどの一部の品目が有機農産物で学校給食に供給されてきた。また、平成 13 年度からは、今治市の実践農業講座の卒業生が中心となって「学校給食無農薬野菜生産研究会」を結成し、ジャガイモ、にんじん、玉

ねぎ、大根などの特別栽培農産物(農薬・化学肥料不使用)を学校給食へ供給する取組も行われた。(現在は解散)。

4) 学校給食今治産特別栽培米使用事業について・・・特別栽培・搗きたて・炊きたて

- ・今治市では小中学校の学校給食の食材に今治産の特別栽培米(農薬・化学肥料当地比 50%削減)を使用することにより、児童生徒の健全育成、給食の安全性と品質の向上を図り、あわせて地元産特別栽培米の PR と消費拡大、減農薬農法の普及を促進している。
- ・この事業は、平成 11 年 4 月からスタート、市立の全小中学校において週 3 回の米飯給食に供するために必要な必要数量は約 74 トン(2,727 袋/30kg:必要栽培面積約 16 ㌆)であり、このお米は、玄米で保管し、月に 3 回精米され 21 か所の調理場(内 9 か所は月に 1 回)に配達されている。このため、「搗きたて」、「炊きたて」のご飯が給食に出されるので、子供たちにも「おいしい」と好評で、残食量もずいぶん減った。

5) 地元産小麦によるパン・・・ローカルマーケットの創出

- ・パンについても、市内で生産された小麦で製造するため、九州農業試験場で開発された西南暖地用パン用小麦「ニシノカオリ」を導入、平成 13 年度は 1.2ha 作付けして生徒 1 人当たり 4.3 回、14 年度は 3 ha 作付けして 1.5 か月のパンを供給、15 年度は 7ha、16 年度は 10.5ha、17 年度は 11ha と順調に作付面積を延ばし、令和元年度には地元産小麦 100%のコッペパン約 38t が供給できるまでに至っている。(その後、品種は「ミナミノカオリ」に、現在は「せときらら」に変更している。)
- ・学校給食のパン用小麦の原料をアメリカ産から今治産に切り替えただけで、本市で一粒も生産されていなかったパン用小麦が、令和 2 年産では作付面積で 42ha、玄麦生産量で約 171t 生産された。【小麦生産農家数】12 経営体(うち、法人が 3)R6 年産時点。このことは、今治市に新たなパン用小麦のマーケットが生まれた。今治市は、これを「地産地消によるローカルマーケットの創出」と呼んでいる。非常に狭い範囲の、規模の小さなマーケットであるが、価値のある意義深いマーケットであると考えている。

6) 地元産大豆による豆腐

- ・豆腐は、これまで米国産の非遺伝子組換え大豆を原料としていたが、平成 13 年 12 月からパンと同様に地元産のタマホマレを原料にするよう切り替えた。しかしながら、タマホマレは蛋白含量が少なく、豆腐に加工しにくいため、14 年 4 月から、より豆腐加工適性に優れた地元産のサチュタカに切り替え、豆腐の日を作るなどして、できるだけ地元大豆で製造された豆腐が使えるよう工夫している。

3、食農教育 いまばり市民農園 について

- ・平成 12 年 4 月に開設された「いまばり市民農園」(現在 38 区画)は、農薬や化学肥料使用しないことが入園条件の市民農園である。通常の市民農園は、消費者に農業体験を楽しんでもらい、おいしい自作の野菜などを味わって頂くという目的が多いのが、今治市では農薬や化学肥料を使用せずに、安全な農産物を生産することがいかに大変であるかを体験して頂き、有機農産物等への理解を深めて頂くための農園と位置づけている。使用料年間 5,200 円

4、有機農業の振興 について

今治市では、有機農業を軸に地産地消で食育力を高め、食育効果で地産地消を広げていきたいと考えている。

1) 学校有機農園設置運営事業

- ・給食を通して食べ物やその生産、農業を見直す、そして農業生産を通して食べ物の安全性や味、旬を見つめ直すことは、「医(健康)・食・農」を有機的に結びつけて考える力を養うこと、食べ物と農業から生命を育み大切にする事の尊さを学ぶことにつながる。こうしたことから、今治市では小中学校の学校農園での体験を行っている。中でも、学校農園で有機 JAS 認証を取得することにチャレンジした 4 つの小学校には、管理機などの農機具の購入や種苗、

肥料の助成を行い、3年後に見事に学校農園で有機 JAS 認証を取得できた。(令和4年度以降、認証を継続している学校はなくなったが、令和5年度から中高一貫校において有機 JAS 認証を目指すこととなった。)

2) 今治市実践農業講座(初心者向け講座)について

- ・平成11年4月から、有機農業の基礎知識や技術を習得するための農業講座がスタートしている。月2回、年24回の講座で、その内半数が実習のプログラムであり、これまでに、214名がこの講座を修了し、修了生は就農、家庭菜園、直売所会員、料理人などさまざまな分野で安全な食の実践に取り組んでいる。
- ・13年には修了生が中心となって「学校給食無農薬野菜生産研究会」が結成されました。(現在は解散)令和5年度から有機農業講習会に統合

3) 有機農業講習会

- ・新規有機農業者等が、実践農業講座よりも高度な土作り及び野菜栽培技術を修得できるよう、平成24年3月から有機農業講習会を開講しています。令和5年度から「実践有機農業講習会」と名称を変更して開講している。

●今治市のまとめ

今治市食と農のまちづくり条例は、「地産地消の推進」「食育の推進」「有機農業の振興」を3つの柱として地域の農林水産業の振興を図り、まちづくりを進めていくという全国にも例をみない条例である。しかも、農林水産業の振興を単に農林水産事業者の自助努力に委ねるのではなく、行政の責務を明確にし、市民、食品関連事業者の協力を仰ぎ、地域に暮らす人々がその地域の農林水産業を支えていくのだという方向性を明確にしている。地方自治体はいずれも国の行財政構造改革の煽りを受け、行財政が逼迫している。しかしながら、施策を条例に位置づけることにより、しっかりと予算確保を行い、また、施策を市民とともに運動的に展開できるようになる。今治市の今後の試みの成否は、なお、十分な年月を重ねた実績を経て検証することが必要であるが、安全な食べ物の安定供給と消費拡大のためにこの条例を活用し、各種の施策が相乗効果を発揮するような事業展開を図っていききたい。そして、こうした取り組みが市町村を単位とする地域づくりの運動として全国に広がっていくことを期待している。

●地産地消と食育のすすめについて

●これまでのあゆみ

- ・昭和56年(1981年)今治くらしの会が学校給食の自校化運動の取り組みを始める。
- ・今治立花農協が立花地区への大型給食センターの建設に反対(自校化を提唱)
今治市の食と農のまちづくりの取組は、約40年前の消費者運動や農民運動などの市民活動に端を発しており、行政主導ではなく市民の取り組みとして発展してきた。
- ・今治立花農協の総会に「自分たちが作った安全で美味しい有機農産物を子や孫に食べさせたい。」という動議が出され、採択。学校給食食材の地産地消が始まる。
- ・昭和57年(1982年)給食センターの建て替えが、市長選挙の争点となり、「自校化」を公約に掲げた新人の岡島一夫市長が当選。今治市立鳥生(とりう)小学校に自校式給食施設の建設が始まる。
- ・これまでのあゆみ昭和63年(1988年)食糧の安全性と安定供給体勢を確立する都市宣言議決される。
- ・平成10年(1998年)岡島一夫市長の後継市長として繁信順一市長が就任新しい施策を次々と打ち出す。学校給食へ特別栽培米、地元産小麦導入?実践農業講座の開設?地産地消推進運動の展開地方自治体が施策を展開していく上で、トップの強いリーダーシップは欠かせない。
- ・平成16年(2004年)食育の取り組みを開始
食育モデル授業を実施食と農のまちづくりは、単に有機農業や特別栽培の推進といった農業技術だけでなく、地産地消といった地域経済上の施策、食育などの教育も含めて総合的に取り組んでいく必要がある。

- ・平成 17 年(2005 年)12 市町村による新設合併、新しい今治市の初代市長に地産地消の推進、有機農業の推進を公約に掲げる越智忍市長が就任した。
- ・平成 17 年(2005 年)食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言が宣言された。

●栄養士の努力について

- ・旬を考慮して献立作成している。有機野菜は 1 回多く洗い、不揃いな野菜は手作業(皮むき、カットなど)をしている。栄養バランスと子どもの嗜好を把握することや、食教育の授業・献立の説明・食材の説明・野菜嫌いの子どもの対話などを行なっている。

●地元産野菜の優先使用について

令和 5 年度

今治産一般野菜	46.1%
今治産有機野菜	4.1%
県内産一般野菜	8.0%
その他一般野菜	41.8%

●立花地区小学校有機農産物使用割合と () は市全体割合

- ・平成 26 年度 38.6% (3.4%)
- ・平成 30 年度 28.0% (3.1%)
- ・令和 3 年度 36.7% (4.1%)
- ・令和 4 年度 36.6% (4.3%)
- ・令和 5 年度 29.0% (4.1%)
- ・有機農産物の使用生産者が配達している。
- ・毎朝 7 時 30 分に生産者が当番制で調理場へ配達している。
- ・毎週水曜日は、水産の日で今治産の天然魚を使用している。

●地産地消食育について

- ・学校有機農園設置運営事業を行なってきた。

●地産地消型地域農業振興拠点施設さいさいきて屋を設置している。

- ・500 坪の直売所、農産物加工場、農家レストラン、果樹実証圃、学童農園、市民農園、研修ハウス、パート等約 120 人、会員数約 1400 人、売上げ年間約 20 億円、肉も魚もパンも料理も加工品も今治産にこだわっている。
- ・今治市は今後も有機農業を軸に地産地消で食育力を高め、食育効果で地産地消を広めていきたいと考えている。

令和 6 年 3 月 26 日今治市長徳永繁樹が「オーガニックビレッジ宣言」をした。

令和 6 年度の取組等について

・有機農業者栽培技術指導

専門家による、堆肥作り、土作りから栽培技術、販売出荷まで、1 年を通しての定期的な技術指導・経営指導を行い、品質向上等生産者の技術力、経営力等の向上を支援する。

・オーガニックイベント開催

有機農業や有機農産物を周知・PR し、有機野菜の認知度向上及び消費拡大に繋げるため、業界関係者等を対象としたイベントを開催する。今治産有機野菜と園地を活用し、畑で食事、ワークショップ体験を実施予定。

・オーガニックビレッジ推進事業

市内外の人たちの認知度を高め、消費拡大に繋げるため、「いまばりオーガニック」のブランディングを目指すとともに、生産者と加工・流通業者等をつなぐ取組を行う。

- ・有機農業推進事業費補助金
 - AS 法に基づく有機認証推進事業
 - 有機農業研修生受入事業
 - 有機農業就農サポート事業
 - 有機新作物栽培実証事業
- ・「有機野菜等を使った給食の日」
 - 年 4 回「有機野菜等を使った給食の日」を設定し、地元産有機野菜を学校給食に使用する際の従来の野菜との価格差に相当する経費の助成を行う。
- ・小学生の有機農業体験
 - 農作業体験及び出前授業を通じて有機農業等への理解を高める。
- ・有機農業者栽培技術指導講習会の実施や松葉ペレット実証などを実施している。

●令和 6 年度 地産地消推進事業費補助金について

- ・学校給食用減農薬米流通支援事業

【内容】

- ①今治産特別栽培米と地域産米※との差額を毎月補助(学校給食課予算) (R6 予算額 7,000 千円)
- ②特別栽培米の検査手数料を補助(農林水産課予算) (R6 予算額 200 千円)

【交付先】

- ①各給食調理場
- ②今治立花農業協同組合 ※地域産米・・・今治市は東予地域産米に該当 価格は年度当初に愛媛県学校給食会から通知がある。

- ・学校給食用麦大豆生産振興事業(豆腐製造) (R6 予算額 331 千円)

【内容】今治産大豆と外国産大豆の原料差額相当を補助

- #### 【交付先】豆腐製造業者(参考例)R2 カナダ産 1 袋(30kg 入)あたり 3,390 円 今治産 1 袋(30kg 入)あたり 9,400 円

- ・学校給食用麦大豆生産振興事業(パン製造) (R6 予算額 3,246 千円)

【内容】

- ①今治産小麦を使ったパンと外国産小麦を使ったパンとの差額相当を補助
- ②今治産小麦の加工時に必要となるグルテンの経費を補助

【交付先】

- ①各学校給食運営委員会
- ②今治合同製パン株式会社

- ・学校給食用地元水産物流通支援事業 (R6 予算額 6,684 千円)

【内容】今治産真鯛等を学校給食に使用する際の、外国産白身魚との差額相当を補助 年 4 回

【交付先】各学校給食運営委員会

- ・学校給食用地元ジビエ流通支援事業 (R6 予算額 277 千円)

【内容】今治で捕獲されたイノシシ肉を学校給食に使用する際の、豚肉との差額相当を補助 年 1 回

【交付先】各学校給食運営委員会

- ・有機農産物等流通支援事業 (R6 予算額 645 千円)

【内容】今治産有機野菜等を学校給食に使用する際の、市内産一般野菜等との差額相当を補助

【交付先】各学校給食運営委員会

- ・学校給食用地元農林畜産物等流通支援事業 (R6 予算額 1,136 千円)

【内容】今治市産農林畜産物及びその加工品を学校給食に使用する際の、従来の市外産品との差額相当を補助

【交付先】各学校給食運営委員会

- ・学校農園等有機 JAS 取得推進事業 (R6 予算額 31 千円)

【内容】学校農園で有機 JAS の認証を受ける場合の手数料を補助

【交付先】小中学校等

※「みどりの食料システム戦略」とは

農林水産省は、環境負荷の小さい農業の実現などに向けて、令和 3 年 5 月に「みどりの食料システム戦略」を策定しました。この戦略では、2050 年までに国内における有機農業の取組面積を全農地の 25% (100 万 ha) に拡大することを目標としています。

※「オーガニックビレッジ」とは

オーガニックビレッジとは、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村のことを言います。

所 感

(所感)

今治市は、穏やかな気候と、緑豊かな山、美しい瀬戸内海という自然環境を背景に、稲作や野菜、柑橘類などの栽培が行われてきた。また、今治市は、住みたい田舎ベストランキングで 2 年連続全国 1 位となるなどにより、近年、瀬戸内しまなみ海道の島部を中心に、有機農業や自然農法での新規就農を目指す移住者が増えているとのことでした。

今治市は、約 40 年前から市民活動の中から有機農業の機運が高まり、一部小学校で学校給食への有機農産物の導入が始まりました。それ以降、今治市の学校給食では、「日本一美味しい学校給食」を表号し、米を 100%今治産特別栽培米に切り替え、パンについては 100%今治産小麦を原料とすることや、今治産大豆を使用した豆腐の活用や、市内の農家が作った有機野菜を活用するなど、地産地消やオーガニック給食の取り組みを積極的に行なっています。

また今治市では、「食と農のまちづくり条例」を制定することにより、地産地消の推進、食育の推進、有機農業の振興の 3 本柱を基本理念とし、これまで長年にわたって、さまざまな施策を展開されています。

さらに、今治市は令和 5 年度から、国の「みどりの食料システム戦略」のうち「有機農業産地づくり推進事業」に取り組み、「今治市有機農業実施計画」を策定しています。これに伴い、今治市は、SDGS を推進していることから、環境に配慮した有機農業の伝統を発展させ、さらに地域特性を生かしたオンリーワンの有機農業振興策を展開するため、令和 6 年 3 月 26 日に「オーガニックビレッジ宣言」を行なっています。

今治市の学校給食は、基本的に自校調理方式で調理が行われており、21 の調理場で 21 調理場全てに栄養士を配置し、小学校 25 校分・中学校 16 校分・高校 2 校分の計約 12,000 食調理しています。

「立花農協有機農業研究会」による学校給食への供給をいただき、市内 3 校の調理場に約 1,500 食、有機野菜・果実等約 20 品目を使用しています。

使用割合は、野菜類全体の約 29.0%(令和 5 年度)となっており、12 月 8 日は「有機農業の日」であるため、市内全ての学校給食で、有機野菜(にんじん、じゃがいも、たまねぎ)を使用した給食を提供しています。

有機野菜の使用にあたっては、数量等に限りがあるため、自校調理方式の特性を活かして、各調理場における献立作成を工夫することによって、有機野菜を使用できる環境づくりに努めています。

ます。

さらに、市民への啓発の取組として、平成 13 年 4 月に、農薬や化学肥料を使用しないことが入園条件である「いまばり市民農園」を開園することによって、農業の経験のない人にも、有機農業体験による野菜などの栽培を通して安全な食べ物の生産に携わったり、有機農業への理解を深めていただくために開園している。

今治市食と農のまちづくり条例では、市町村で初めて、遺伝子組換え作物の栽培に罰則付きの規制を導入し、交雑・混入の防止、種苗法による権利侵害の防止、栽培に伴う住民トラブルの回避を図っています。加えて、市内での遺伝子組み換え作物の栽培の抑止効果にも期待されています。

「有機食品が人間の身体や健康に良いという質の高い科学的根拠が確立されていない」とした意見や見解が散見されますが、楽天ファームのホームページによるとオーガニックとは日本語で「有機」と訳します。オーガニック食品（有機食品）とは、化学肥料や農薬、合成添加物などに頼らず、自然の力を活かして生産された農作物や、有機由来の飼料で飼育された家畜、鶏卵などを原料に使用した加工食品です。

食はカラダの源です。毎日食べるものだからこそ、安心・安全な食品を取り入れたいため、オーガニック食品を選ぶことは、残留農薬で健康を害するリスクや遺伝子組み換え食品を摂取するリスクを減らすことにも繋がります」としていることから、人間の身体への負担軽減に寄与するだろうと考えています。さらに、SDGS の推進という事で環境に優しい農業への取り組みとしての一つのあり方としても重要だろうと考えています。

長門市では、近年、企業誘致と楽天農業を誘致することにより耕作放棄地対策を図ってきましたが、2023 年 3 月 30 日に江原市長が「オーガニックビレッジ」を宣言することにより、農業を成長産業にすることを目的として、中国地方の自治体では初めて宣言していますので、今後、有機食品の生産に取り組むことによって、長門市の小中学校や幼保の子どもたちや大人が、食として有機食品に気軽に触れることができる体制づくりと、環境に優しい農業の更なる促進に期待したいと思えます。

(別紙)

視察先	山口県 周南市			
視察日時	令和6年11月12日(火) 13:30~14:30			
視察項目	終活情報登録制度について			
対応部署名	周南市役所 福祉部 地域福祉課 もやいネットセンター			
自治体概要	総人口	134,969人	世帯数	67,955世帯
	男	65,825人		
	女	69,144人		
視察内容				
終活情報登録制度とは 「病気や事故などで意思表示ができなくなった時やお亡くなりになった時に、警察署、消防署、医療機関、福祉事務所やあらかじめ指定した方から照会があった場合、事前に登録した情報を本人に代わって市が開示する制度である。」				
対象者について 周南市に住所を有する65歳以上の人				
申請できる人について 本人、成年後見人、親族(本人の同意が必要)				
登録できる情報 (1~10のうち希望される情報を登録することができる) 1. 緊急連絡先(情報開示指定者) 2. 本籍 3. かかりつけ医、アレルギー等 4.リビング・ウィル(延命治療等の意思表示)を記した文書の保管場所 5. エンディングノートの保管場所 6. 臓器提供の意思 ※ 7. 献体登録先 8. 死後事務委任契約や葬儀等の生前契約等 9. 遺言書の保管場所 ※ 10. お墓の場所 ※6と9は対象者本人による申請の場合のみ登録可				
登録費用について 無料				
登録方法について 周南市終活情報登録申請書を窓口又は郵送にて、地域福祉課もやいネットセンターへ提出する。提出時に申請者の本人確認ができる書類の提示または写しの添付が必要				
終活情報登録制度を導入した背景について ・議会の一般質問で先行自治体(横須賀市)の視察を受け、本市での導入提案があったこと、予算や他機関との調整をほぼ要せず実施可能と判断した。 ・全国的に「就活」への関心が高まる中、もやいネットセンターや地域包括支援センターにおいて「自分が亡くなった後のお墓や財産のことが心配」などの相談が増えつつあり、また、周南				

市でも今後、高齢化率、一人暮らし高齢者の増加が見込まれるとともに、就活に関するニーズも高まることが考えられる。こうしたことから、就活に関する相談支援体制の充実を図り、高齢者の不安の払拭につなげたい思いから開始した。

市民の反応について

- ・もしもの時、大切なことを関係者に伝えることが出来るか不安に思っていたため、不安解消につながる画期的な制度と思う
- ・もしもの時、家族が近くにいないため、家族に代わって市が自分の情報を伝えてもらえる安心感がある
- ・身寄りがないので、登録情報が関係者に伝わっても実際に動いてくれる人がおらず困っている。死後事務サービスできる制度となればなお良いと思う
- ・エンディングノートも提出できれば、より詳細な情報を関係者に伝えることができると思う
- ・個人情報の漏洩や悪用されないか心配だ。
- ・民生委員、近所の人や通行人など情報開示指定者以外の人からの照会があった場合、回答できないのは改善の余地があると思う。
- ・オンラインで情報登録できれば、変更等が随時でき、情報管理もしやすいと思う。

所 感

最近では、核家族化や身内が近くに居ない高齢者や親族と疎遠になっている高齢者世帯が増えていることなどから、福祉団体や自治体が高齢者に向けてエンディングノートの作成支援を行うなど、自分の人生の最後をどうするかという「終活」に向けた準備を行っています。

ですが、例えば一人暮らしの人や高齢者は、亡くなった後の手続きや葬儀・埋葬について、どうすればいいのかわかり不安に思っておられるケースが発生していると予想されます。

本市においても、近年、一人暮らしの高齢者の増加に伴い、見送る人がいないまま自宅や病院などで亡くなるというケースもあります。一人暮らしの高齢者が亡くなり、埋火葬を行う人がいない場合は、行旅法または墓理法に基づき、死亡地の市区町村が埋火葬を行うこととなっています。その際の費用は、さまざまなケースがありますが、ご遺骨は無縁仏となり、行政が委託している納骨堂に納めることとなります。

このような自分の最後を喜んで望んでいる人はそんなにはおらず、多くの人は、やはり本心では、自分の愛する家族などの手によって、埋蔵してほしいと思われているはずです。実際に本市でも、そうしたある意味、引き取り手のないご遺体が少なからずおられることから、そういうことがひとりでも減っていくように務める必要があります。

誰もが安心して老後を過ごし、満足できる形で最期を迎えられるよう自治体が終活をサポートすること、そして、一人暮らしの住民が亡くなった後の手続きをスムーズに進められるように事前に準備しておくことは課題であると今回の視察を通じて、改めて感じたことから、長門市でもどのような終活支援ができるのか考えていく必要があります。